

平成 27 年（フ）第 7399 号・平成 28 年（フ）第 6349 号
破産者 ネットカード株式会社

平成 30 年 5 月 30 日

東京地方裁判所 民事第 20 部 御中

破産管財人 深山 雅也

破産管財人代理 小山 洋介

同 宮坂 幸子

報 告 書

第 1 破産手続開始に至った事情

破産者は、平成 27 年 8 月 24 日、貸付先であって、利息制限法所定の制限利率を超過する利息を支払ったため、いわゆる過払金債権者となった者ないしその承継人ら 183 名から、破産手続開始の申立てを受けた（平成 27 年（フ）第 7399 号）。なお、破産者は、平成 24 年以降、いわゆる過払金債権者らから、同様に、5 回にわたり破産手続開始の申立てを受けていたが、その都度、申立債権者らに対して過払金の全部ないし一部を任意に支払って返還することにより、破産手続開始決定に至ることなく、申立の取下げないし却下によりそれらの事件を終了させており、上記申立ては、第 6 次の破産手続開始の申立てであった。

破産者は、上記申立に対し、申立全体の不当性などについて争うとともに、各申立債権者の債権額や申立代理人との授權関係などの個別事情を争いつつ、順次、各申立債権者に対し、個別に過払金を任意に支払って返還する対応を行った。

他方、破産者は、平成 28 年 9 月 2 日、上記と同様に、いわゆる過払金債権者となった者ないしその承継人ら 62 名から第 7 次の破産手続開始の申立てを受けた（平成 28 年（フ）第 6349 号）。

その後、破産者は、上記各申立にかかる申立債権者全員（但し、すでに任意弁済を受けた者を除く。）との間で和解による解決を図るべく和解の提案を行ったが、申立債権者側の同意が得られず、平成 29 年 11 月 10 日、破産手続開始決定が下されるに至った。

第2 破産者及び破産財団に関する経過及び現状

1 破産者に関する状況

破産手続開始決定の時点において、破産者の従業員は1名、出向社員6名の人員体制であったが、同従業員は、破産手続開始決定日に解雇予告された。破産手続開始決定後は、破産管財人の下で、元従業員1名と出向社員6名の人員体制を維持し、貸付債権の回収を含む破産管財業務を行っている。

2 破産財団に関する状況

(1) 破産手続開始決定時の財産状況

破産手続開始決定時の資産及び負債の状況は、財産目録記載のとおりである。

(2) 破産手続開始決定後の経過及び現在の財産状況

破産手続開始決定後の破産財団の収支状況は、収支計算書記載のとおりである。

【主たる財産の換価・回収状況】

ア 預託金の回収（財産目録「資産の部」2，収支計算書「収入の部」4）

破産者は、従前より、営業貸付金の回収金を、回収後直ちに関連会社へ送金し、これを預託していたため、破産手続開始決定時における預託金残高合計金6993万0287円について関連会社より返還を受けた。

イ 貸付債権の回収（財産目録「資産の部」3，収支計算書「収入の部」5）

破産手続開始決定後、破産管財人名において営業貸付金（引直し計算しても過払いとなっていないもの）の返還請求を継続し、平成30年4月30日までに合計金3492万8332円を回収した。

なお、破産者は、破産手続開始決定前に、確定判決に基づく強制執行（給与債権の差押）による回収をも行っていたが、破産手続開始決定後、執行中の事件33件について承継執行の手続きをとり、強制執行手続きを通じて合計507万7943円（上記回収額に含む。）を回収した。

ウ 貸付債権の売却（財産目録「資産の部」3）

平成30年4月30日時点における営業貸付金（引直し計算しても過払いとなっていないもの）について、債権譲渡（売却）する予定である。譲渡先・譲渡価額を決定するため、債権回収会社複数社に対し入札の案内を行い、各社から入札を受けたが、現在、債権譲渡契約の詳細について協議中であり、譲渡先・譲渡価額の確定には至っていないものの、1億円以上の換価を見込んでいる。

【主たる財団債権の状況】

ア 公租公課（収支計算書「支出の部」1）

国税及び地方税や各種社会保険料として、平成30年5月21日までに合計約1400万円を支払った。

イ 管財補助者の人件費（収支計算書「支出の部」3）

管財業務を行うにあたり、元従業員らの協力が不可欠であったため、元従業員（出向社員を含む）7名を管財人補助者として人員体制を確保し、平成30年5月21日までに、その人件費として通勤手当を含め合計約1560万円を支払った。

ウ 業務委託費（収支計算書「支出の部」4）

破産者は、従前より、顧客管理システムによる債権管理業務やコールセンター業務を外部委託しており、また、その受託会社から、執務場所や事務機器の貸与も受けて業務を遂行していたことから、管財業務を行ううえでも、その業務体制を維持することが不可欠であると判断し、委託料を見直したうえで、同社との業務委託契約を維持し、平成30年5月21日までに、その業務委託費として合計約2350万円を支払った。

エ システム開発費

破産者が従前から使用していた顧客管理システムにおいては、利息制限法所定の制限利率に引直し計算した顧客残高を管理する機能が備わっておらず、いわゆる過払金債権者のシステム上の把握がなされていなかったため、引直し計算した顧客残高を把握したうえで破産管財業務に適合する機能を備えた債権管理システムを新たに開発することとしたが、その開発費用として1500万円程度を見込んでいる。

第3 損害賠償請求権の査定の裁判及びその保全処分を必要とする事情

代表者その他の役員に対する損害賠償責任を迫及すべき事情の有無について、公認会計士に依頼して会計データの精査を含む近年の業務状況の分析・調査を実施したが、該当する事情は認められなかった。

第4 その他破産手続に必要な事項

1 破産債権者の把握と破産手続開始通知書の送付（収支計算書「支出の部」7）

上記のとおり、破産者は、顧客管理システムによる債権管理を行っていたものの、同システム上において、いわゆる過払金債権者の把握がなされていなかったため、破産手続開始決定の時点において、破産債権者の全体像は認識されていなかった。

そのため、直ちに過払金債権者の全体像を把握するための新たなシステムの開発に着手するとともに、破産手続開始決定時までに過払金の返還請求を受けるなどして把握されていた過払金債権者約1万人を含む破産債権者に

対し、破産手続開始通知書を発送した。

なお、新たなシステムにより認識された過払金債権者は、過払金返還請求権が時効消滅している者を除外しても、約9万2000人に及ぶ見込みであり、今後、これらの過払金債権者に対し、改めて破産手続開始通知書を送付する予定である。

2 破産手続開始決定後の過払金の返還（収支計算書「支出の部」2）

破産者は、従前、出資法に基づく制限利率による約定利息ないし約定遅延損害金を請求していたため、利息制限法所定の制限利率による引直し計算を行うと、いわゆる過払いとなっている顧客が多数存在すると見込まれた。そこで、破産手続開始決定後、直ちに、破産管財人名において、かかる顧客（過払金債権者と見込まれる者）のうち継続的に返済を行っている者約1300人に対して返済の停止を求める通知を発したが、破産手続開始決定後も、かかる顧客からの返済が継続してなされた。

そのため、破産手続開始決定後に受領した過払金の各支払者に対し、返金の連絡をし、返金先の預金口座を把握できた顧客に対し、順次、振込送金にて返金作業を行っている。破産手続開始決定後、平成30年5月21日までに、約660件、合計約630万円の過払金を受領し、そのうち、約460件、合計約500万円の振込送金を行った。なお、初回の返金にかかる振込手数料は破産財団の負担とし、2回目以降の返金にかかる振込手数料は顧客の負担とした。

3 申立債権者の一部に対する任意弁済金の処理

破産者は、第6次申立にかかる申立債権者の一部に対し、申立後開始決定に至るまでの間に、任意に過払金返還債務の弁済金として普通為替を送付する方法にて任意に弁済していたが、かかる過払金債権者に対する任意弁済は、偏頗弁済行為に該当し、否認権行使の対象となるものと考えられる。

そこで、債権者間の公平を図る見地から、申立債権者代理人との協議を通じ、弁済金合計額（約1億6900万円）の1割相当額について返還を受け、破産財団に組み入れることとした。

4 税務処理

解散事業年度（平成29年4月1日～同年11月10日）における税務申告及び清算事業年度（平成29年11月11日～平成30年3月31日）における税務申告をなし、法人事業税等の納税を行った。

また、管財補助者に対する給与や税理士に対する報酬等について源泉所得税等を納付するとともに、特別徴収にかかる元従業員の住民税につき、自治体に対して納税を行った。

以上

《添付資料》

1. 財産目録
2. 破産貸借対照表
3. 収支計算書

平成27年(フ)第7399号
平成28年(フ)第6349号

破産者 ネットカード株式会社
破産管財人 弁護士 深山 雅也

財 産 目 録

破産手続開始日(平成29年11月10日)現在

資 産 の 部

(単位:円)

番号	科 目	簿 価	評価額	備 考
1	現預金	50,870	439,795	
2	預託金	69,384,054	69,930,287	
3	貸付金	451,911,465	130,000,000	
4	貯蔵品	227,307	215,307	
5	電話加入権	4,255,500	0	
6	その他資産	2,520,014	0	
	資 産 合 計	528,349,210	200,585,389	

負 債 の 部

番号	科 目	届出額	評価額	備 考
1	一般破産債権	—	額未定	破産債権届出留保
2	財団債権 (公租公課)	—	13,502,835	
3	財団債権 (労働債権その他)	—	422,675	
	負 債 合 計	0	13,925,510 及び額未定	

平成27年(フ)第7399号
平成28年(フ)第6349号

破産者 ネットカード株式会社
破産管財人 弁護士 深山 雅也

破産手続開始日(平成29年11月10日)現在

[破産]貸借対照表

資産の部

負債の部

(単位:円)

番号	科目	評価額 =財団組入(見込)額	番号	科目	評価額
1	現預金	439,795	1	一般破産債権	額未定
2	預託金	69,930,287	2	優先的破産債権 (公租公課)	0
3	貸付金	130,000,000	3	優先的破産債権 (労働債権その他)	0
4	貯蔵品	215,307	4	財団債権 (公租公課)	13,502,835
5	電話加入権	0	5	財団債権 (労働債権その他)	422,675
6	その他資産	0			
	資産合計	200,585,389		負債合計	13,925,510 及び額未定

差引 資産不足額

額未定

平成30年5月30日

平成27年(フ)第7399号・平成28年(フ)第6349号
破産者ネットカード株式会社

破産管財人 深 山 雅 也

収支計算書

(平成29年11月10日～平成30年5月21日)

(単位:円)

収入の部

番号	科 目	金 額	備 考
1	引継予納金	39,982,504	申立債権者による予納額40,000,000円
2	現金	15,280	
3	預金	424,515	
4	預託金	69,930,287	
5	貸付金	34,928,332	
6	その他収入金	493,899	
	仮受金(過払金)	6,378,505	うち未返還金1,308,128円
	合 計	152,153,322	

支出の部

番号	科 目	金 額	備 考
1	公租公課	14,083,615	
	源泉税	182,519	
	法人事業税	13,600,800	
	住民税(特別徴収)	14,800	
	社会保険料	247,846	
	印紙税	37,650	
2	過払金返還金	5,070,377	正味4,568,985円(462件)
3	人件費	15,632,035	
	未払給与	422,675	
	補助者給与	959,360	
	出向負担金	14,250,000	
4	業務委託料	23,572,018	
	財務関係	270,000	
	システム関係等	23,302,018	
5	支払報酬金	925,186	税理士報酬・社会保険労務士報酬等
6	書類廃棄料	3,673,961	
7	通信費	1,039,432	
8	支払手数料	399,678	
9	雑費	37,426	
	合 計	64,433,728	

差引残高

87,719,594 円